

令和2年度第8回教育委員会議事録

日 時 令和2年11月16日(月) 午後3時44分～午後4時43分

場 所 尾鷲市教育委員会 3階会議室

議 題

審議事項

- (1) 令和2年第4回尾鷲市議会定例会一般会計補正予算(第7号)(案)について
- (2) 尾鷲市奨学金貸与規則の一部を改正する規則(案)について

出席者

教育長	出口 隆久
委員(教育長職務代理者)	森下 龍美
委員	北裏 佳代
委員	濱口 精幸
委員	大門 利江子

出席事務局職員

教育総務課長	山口 修史
教育総務課調整監	植前 健
生涯学習課長	三鬼 基史
教育総務課総務係長	丸田 智則

15時44分 開会

教育長：ただ今から令和2年度第8回尾鷲市教育委員会を開催いたします。
前回の会議録署名委員は、A委員とB委員でございました。今回の会議録署名委員は、B委員とC委員でございます。どうぞよろしくお願いたします。続きまして、教育長報告をさせていただきます。

【主な教育長報告】

- 10月19日 市長表彰審査会
- 10月20日 令和2年度へき地複式教育振興大会
- 10月22日 総括安全衛生委員会
- 10月25日 青空図書館、子育てHAPPYDAY
- 10月29日 第2回スポーツ推進基本計画策定委員会
- 10月29・30日 尾鷲小学校スポーツ大会
- 10月31日 宮之上小学校スポーツ大会
防災講演会
- 11月2・4日 学校訪問
- 11月7日 戦没者追悼式
- 11月9日 尾鷲高校まちいく発表会
- 11月10日 いじめ対策連絡協議会、学校警察連絡協議会
- 11月12日 地方教育行政功労表彰伝達式（二村前教育長）
- 11月13日 尾鷲市子ども読書活動推進計画策定委員会

教育長報告につきまして、何かご質問等はございませんか。では審議事項に入りたいと思いますが、本日の審議事項は、第4回定例会に上程する内容等となりますので秘密会にしたいと思いますがいかがでしょうか。

～事務局より、非公開とする根拠等を説明～

（委員から「異議なし」の声）

教育長：では秘密会でお願いします。（1）令和2年第4回尾鷲市議会定例会一般会計補正予算（第7号）（案）について、ご説明をお願いします。

事務局：

【主な説明内容】

- 令和2年第4回尾鷲市議会定例会一般会計補正予算（第7号）（案）
について
（教育総務課）

- ・会計年度任用職員の報酬、職員手当、共済費のコロナ等による臨時休業等に係る補正予算。
- ・プールろ過装置点検手数料のコロナによるプール授業中止による

補正予算。

- ・債務負担行為として、「九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託」、「浄化槽の保守点検と清掃業務委託料」、「電気保安管理業務委託料」。

(生涯学習課)

- ・債務負担行為として、「浄化槽保守点検・清掃業務委託」、「電気保安管理業務委託料」。

教育長：教育総務課、生涯学習課からの補正予算についての説明でしたが、何かご質問等はございませんか。

B委員：減額されたお金は、何か別のことに充てるのでしょうか。

教育長：教育委員会の分が減額しても、教育委員会が好きに使えるのではなく、市の財政に入るということになります。他、よろしいでしょうか。
では、(2)尾鷲市奨学金貸与規則の一部を改正する規則(案)についてご説明をお願いします。

事務局：

【主な説明内容】

- 尾鷲市奨学金貸与規則の一部を改正する規則(案)
 - ・これまで3期(5月・8月・12月)に分けて貸与していたのを、2期で各半年分、もしくは1期に年間分を貸与し、貸与者に選択してもらう。
 - ・これまで1期が5月としていたが、4月に変更。
- 対象者基準である、学力基準を撤廃し、勉学意欲のある者とする。
- 5年間、市内の事業所で勤務すると償還免除される制度のPR強化

教育長：奨学金貸与規則、これは規則ですので、改正につきましては教育委員会で承認を得る必要があります。まずは貸与方法ですが、これまで3期に貸与していたものを2期に分けて貸与するか、一括で貸与するかが一つ。それから最初に5月に貸与していたものを、やはり4月当初に支出がかさむのではないのかということで、4月に改正する。この件につきまして、ご意見等はございませんか。

B委員：2回に分けて貸与してもらうか、一括で貸与してもらうかは、保護者が選択されるのですか。ご本人が選択されるのですか。

事務局：ご本人が選択されます。

D委員：この改正はよいと思います。授業料を払うにあたって、前期と後期の2回または一括を選択できるのは助かると思うし、5年間市内の事業所で勤められると償還が免除される制度をPRすることで、利用したいと

いう方が増えるのではないかと思います。

教育長：他にご意見等はございますか。それでは奨学金貸与規則につきまして、改正することをご承認いただけますでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

教育長：ありがとうございます。成績の件につきましては、尾鷲市奨学金貸与選考委員会で決定することになるのですが、3.0 という学力基準を勉学意欲のある者とするということですが、このことについて、ご意見はございませんか。

A 委員：勉学に熱意のある者というのは、どのように判断するのでしょうか。

事務局：申請の際の書類である、学校長による意見書に項目がありますので、それにより判断したいと思います。

教育長：学校長が適切であることを認めるという書類があがってくるのですね。

B 委員：平均 3.0 以上はないけれど、奨学金を希望された方はいたのでしょうか。

事務局：募集要項に記載しておりましたので、その時点で申し込み自体をされないとします。選考にあたっては、所得が一定以上のご家庭の方は基準外となるという方がほとんどでした。成績のためという方はおりませんでした。

教育長：成績については、中学校の場合ですが、事前に分かっておりますので、3.0 に満たないとご家族と話をし、申請できませんねという話になります。

C 委員：所得制限を引き下げることが考えられているのでしょうか。

事務局：所得制限は基準がないと判断が難しいため、日本学生支援機構の基準を基に判定しています。一次選考の書類選考にて事務局が選考しています。

B 委員：共働きのご家庭の場合は、2 人合わせた所得収入ですか、それとも高い方の収入ですか。

事務局：2 人の収入です。扶養されている兄弟姉妹などがいれば控除されますので、ご家族が多い場合は収入が高くても基準内となる場合があります。

教育長：他にごいませんか。それではこの成績の基準については、このように選考委員会に諮りたいと思いますので、よろしくお願いします。その他

に入りたいと思いますが、何かございますか。

事務局：

【主な説明内容】

○令和4年度以降の成人式の方向性

- ・平成30年6月13日、「民法の一部を改正する法律」が成立し、これにより、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。
- ・現在、本市では「成人の日」の前日に、その年度に20歳になる方を対象に成人式を開催。
- ・令和4年度以降の本市の成人式は、対象者として、その年度に20歳を迎えられる方（現行の通り）。名称は、「尾鷲市二十歳のつどい」、開催時期は、「成人の日」の前日（現行の通り）で開催を予定。

教育長：この件につきまして、ご意見等はございませんか。よろしいですか。ではこの方向で進めていきたいと思っております。

事務局：なお、令和3年度の成人式につきましては、現時点では実施する方向で準備を進めています。

教育長：この件につきまして、ご質問等はございますか。

B委員：教育委員もご遠慮した方がよろしいですか。

事務局：主催者や来賓の方がどのくらいの数になるかを含めて、これから決定させていただきたいと思っております。

教育長：他、よろしいでしょうか。今のところでは実施する方向で進めていく、ただし、縮小の方向で検討していくということです。他にその他で何かございませんか。

事務局：明日、熊野古道センターでオリンピックの聖火を展示することになっております。もしお時間がございましたら見ていただければと思います。

教育長：1日限りですので、お時間がございましたら、ぜひご覧いただければと思います。では次回の教育委員会の日程について、お願いします。

(日程調整)

教育長：次回の開催は、12月23日、10時からお願いいたします。それではこれで第8回教育委員会を閉会いたします。

16時43分 開会